

イギリス労働運動における産業革命（一）

清山, 卓郎

<https://doi.org/10.15017/4362536>

出版情報：経済學研究. 27 (4), pp.57-87, 1961-10-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

イギリス労働運動における産業革命（その一）

清 山 卓 郎

は し が き

- 第一節 イギリス資本主義発達史における十八世紀と賃金・労働条件
- 第二節 産業革命と賃労働（以上本号）
- 補論 産業革命期石炭産業における児童労働
- 第三節 賃金・労働政策における国家権力と労働者階級
- 第四節 労働運動における旧工業労働者と工場労働者
- 第五節 労働者組織の対応と再編成

は し が き

産業革命は労働者階級にどのような影響を及ぼし、また、労働者階級は産業革命にどう対応したか？ さらに産業革命期における労働者要求はどのような層を中心に展開され、それを具体化する労働者組織はどのようなものであったか？ これらを明らかにすることが本稿の課題である。

レーニンは、機械制大工業の成立が資本制的生産関係に及ぼした影響について、次のように特徴づけしている。機械制大工業の段階における「基本的な、そしてもっとも本質的な標識は、生産のための機械体系の使用にある。マニユファ

クチュアから工場への移行は、數世紀かかって獲得された職人の手工的技巧をくつがえす完全な技術的変革を意味する。そして、この技術的変革のあとには、社会的生産関係のきわめて急激な破砕、生産に参加する人々の種々の群のあいだの決定的分裂、伝統との完全な断絶、資本主義のすべての暗黒面の尖鋭化と拡大、それとともに資本主義による労働の大規模な社会化が、不可避免的に進行する。^(註一)

機械制大工業の成立は、マニユファクチュアのそれとは異なり、工場労働に基礎をおく新たな賃労働関係の成立を意味する。すなわち、工場制生産のもとでは、生産過程そのものうちに、労働者の資本機械体系への従属という物質的基礎が与えられており、この限り、賃労働関係を規定する条件はマニユファクチュアのそれとは決定的に異なっている。かくて、マニユファクチュアの工場制への移行をもたらした、産業革命の、賃労働論における決定的な意義は、もっぱらこの点に求められる。

産業革命がすぐれて典型的に進行したイギリス資本主義における産業革命期は、一七七〇年代、木綿工業紡績部門における工場制生産の成立にはじまり、一八三〇年代末、織布部門におけるその確立に至る時期として画期づけられる。産業革命期にすでに成立した工場制生産のもとでみられた賃労働関係は、一八四〇年代以降、産業資本段階におけるその原型を示すものであった。資本が、この時期に労働者に加えた搾取の原生的性格と諸態容については、周的事実である。^(註二)さらに、それは工場制生産が急速に一般化した綿紡部門において特に鋭くみられたことについてもよく知られている。いうまでもなく、産業革命期イギリス綿紡業では、工場制生産にもとづく新たな賃労働関係がつくり出されたのであるが、それは、基礎過程における変化、すなわち工場制生産の成立とともに、労働力の性格、構成および労働内容などについてマニユファクチュアのそれとは明確な断絶をとまなうものであった。このような事情は、工場制生産が成

立した産業部門において、多かれ少なかれ、共通してみられる現象であった。

ところで、筆者は、マニユファクチュアの賃労働関係について分析した際に、次のような諸点を指摘しておいた。^(註三)す

なわち、「マニユ」展開が典型的に進行し、しかも、それがすぐれて「下からのマニユ」展開をとげたイギリス資本主義にあつては、マニユファクチュアの賃労働関係は、すでに産業革命期以前に、一六四二年の市民革命以降、基本的な社会的対立関係として存在するに至つたということが第一の論点であつた。次に、それは内在的な展開構造をもつのであるが、このことは、賃労働関係規制原理におけるレッセ・フェアへの接近が、市民革命の遂行とともに、労働者の側から推進され限りにおいていえるものであつた。第三には、かかる下からの接近は、いわゆる「十八世紀労働運動」によって達成されたのであるが、その中核は「マニユ」熟練労働者組織としての「十八世紀職種組合」であつた。

この結果、マニユファクチュアが最高度の成熟を示した十八世紀中葉には団体交渉にもとづく賃金・労働条件の決定方式が一般化しつゝあつた。しかも、第一節で述べるように、十八世紀職種組合の賃金要求は、それが飢餓賃金搾取体制の打破を示向するものであつた限り、全労働者要求を代表しえたのであり、事実、イングランド北部工業地帯では、成年男子労働者に限られるものではあつたが、賃金の地域水準は急速に上昇し、十八世紀「マニユ」賃金は飢餓賃金脱皮への展望を示す。

ところで、マニユファクチュアは、賃金・労働条件を国家権力的な規制の下におくことによつて、賃金を飢餓賃金水準に固定することをもつて、その本来的な再生産条件とするものであつた。それは十八世紀中葉には事実上崩壊しつゝあつたのであり、このことは、マニユファクチュアの産業資本展開の所産として、産業革命を促進する要因として作用するものにほかならなかつた。

かくて、産業革命期には、当時「キイ」産業となった木綿工業のほかにも、いくつかの産業において工場制への推転がみられた。これらの産業でも、マニファクチュアの旧熟練の解体と工場労働における不熟練のウエイトの大幅な増大とが進行する。後者は婦人・児童の基軸工程への大幅な進出を意味するものであり、労働力価値の家族間への分割を實現することによって、成年男子の賃金・労働条件を引下げ搾取率を高めようとするものにほかならなかった。さらに、労働市場は産業革命期後半には明らかに供給過剩傾向を示すに至る。すなわち、大量の賃労働力の創出により、需給原理を基礎に、工場労働にたいする資本家的専制を政策的に確保しようとする国家の労働政策が、十九世紀以降、工場制生産の発展とあいまって、効力を發揮しはじめるのである。かくて、産業革命期における賃金・労働条件の一般的な悪化は——特に後半期には——まさに不可避的であった。

しかし、産業革命期を通じて、工場制への推転が緩慢にしか進行しなかった産業が多くみられたのは事実であった。このような産業では、賃労働関係における明確な断絶は存在しなかった。鉄鋼業、機械工業およびその他の旧工業では特にそうであった。これらの産業では、十八世紀における賃労働関係の特質は産業革命期を通じて存続した——賃金の悪化傾向はみられたが——のであり、労働者組織についても同様であった。

労働者組織にあけるこのような特徴は、紡績工組合のような新たな工場労働者組織にも反映せざるをえなかった。したがって、労働運動の主体は産業革命期のうちに工場労働者へと移行したけれども、組織形態としては、十八世紀職種組合は十九世紀のそれとして拡大再生産される。かくて、産業革命にたいする工場労働者組織の対応の方向は、一方では、強化された飢餓賃金搾取体制の打破と児童労働の悲惨を除去しようとする試みることにによって、全労働者要求を代表する方向を指向するとともに、他方では、そのクラフト・ユニオンの性格の強化を指向するものであった。

しかも、対応の基本的形態は、漸次、前者から後者へと移行する。したがって、十九世紀職種組合は、産業革命への対応として生れたものではあったが、そのクラフト・ユニオンの性格から生ずる限界のために破綻を露呈せざるをえないのであるが、それは産業革命期以降のことであった。

(註一) レーニン「ロシアにおける資本主義の発展」(全集大月版)第三卷、四七三頁。

(註二) 特に、マルクス、「資本論」第一卷、八、一三、二三章、参照。

(註三) 拙稿、「賃労働論におけるマニユファクチュア」経済論究、八号、参照。

第一節 イギリス資本主義発達史における十八世紀と

賃金・労働条件

イギリス資本主義発達史における十八世紀(とくに七〇年代まで)は、産業革命期におけるマニユファクチュアの工場への移行の前夜として、マニユファクチュアの成熟が最高度に達した時期として特徴づけられる。本稿の課題を果すためには、まず最初に、この時期における「マニユ」賃労働関係の特徴と賃金・労働条件について触れておかねばならない。

すでに市民革命を経た十八世紀に特徴的な事実は、「マニユ」再生産条件の脆弱性が労働者斗争の激発に促迫されて、急速に顕在化しつつあったということであろう。すなわち、「マニユ」再生産条件確保のために、生産過程内部における資本の賃労働把握の弱さの、国家権力の労働・賃金政策による政策的克服という課題が、再び十八世紀に、十六世紀の「マニユ」成立期におけると同様、「マニユ」資本に課せられていたということである。

市民革命は、徒弟条例および初期救貧法の存続にみられるように、直ちに、賃労働関係規制原理におけるレッセ・フェアを意味するものではなかった。それは、労働運動によってのみ、下から展望されえたのであった。イギリスにおいては、そのレッセ・フェアへの下からの接近は、初めて十八世紀に至り、十八世紀労働運動の所産として達成された。十八世紀労働運動は主として二本の柱からなりたつものであった。すなわち、それは、第一に、「十八世紀労働組合」の「マニユ」熟練労働者組織としての、熟練労働者の職種別要求として、第二には、「マニユ」熟練労働者を中核とする、地域的規模での、全職種を通ずる労働者運動として展開された。これこそが、「マニユ」再生産条件に内在的な脆弱性を、この時期に再び表面化させた理由であった。

このような二つの要求側面をもつ十八世紀労働運動の中核として、賃労働関係規制原理におけるレッセ・フェア実現の推進力となった「十八世紀労働組合」の「マニユ」熟練労働者の職種別要求のための組織としての側面については、既に触れる機会があった。^(注)ここでは、十八世紀労働運動における第二の側面との関連をも含めて、「十八世紀労働組合」の特徴にふれることから始めよう。

この時期における「マニユ」労働者組織の組織基盤はいうまでもなく熟練労働者にあったのであるが、「マニユ」生産力の発展が進み、それとともに徒弟規制の実効が薄れれば薄れるほど、いわゆる「十八世紀労働組合」の組織化の進展と斗争力の強化がみられたのは注目すべき現象である。事実、「マニユ」熟練労働者の職種別組織が最高度に開花したのは、十八世紀中葉、マニユファクチュアが最高度に成熟し、工場制への推転を開始しようとしていた時期であった。組織化がみられた職種には、ランカシャー絨織工業における毛混小間物織工 worsted smallware weavers、格子縞織工 check weavers、絹織工 silk weavers、毛織物工業では織布工、梳毛工、仕上工、鉄鋼二次製品部門で

は製釘工 nail-makers、やすり製造工 flesmith、刃物工 cutlers、研削工 grinders、鉄金具製作工 iron chape-makers、製鋼工 steel makers およびシフェールドの工具製作工 tool-manufacturers をはじめとする金属加工労働者、石炭産業における坑夫、その他、たとえばランカシャーでは裁縫工 tailors、製靴工 shoemakers、製函工 cabinet-makers、しるめ器製作工および銅器製作工 pewterers and coppersmith、水夫、木びき sawyers、造船工 shipwrights、製帽工などがあつた。^(註11)

これらの職種別組織の第一の特徴は、十九世紀中葉の職種組合の基本的な特徴とされる労働力の供給制限、需給調節による賃金・労働条件の維持という賃金政策の原型が見出される点にある。それは主として徒弟規制、共済機能および労働移動規制の三つからなる。まず、徒弟規制については、すでに別稿に指摘しておいたように、「マニユ」期における大規模な不熟練労働者層の形成にもかかわらず、基軸工程への不熟練、とくに婦人・児童の導入は厳しく阻止された。これは十八世紀労働組合の主要な要求の一つがこの点を目指したからにはかならなかつた。^(註12) つぎに共済機能については、たとえばウォズワースによって、「職業上の団結の維持は、全労働者階級、とくに織布工間の友愛団体 friendly society の拡張と密接に結びついている」と指摘されたことからも分るように、疾病および埋葬手当の支給は、組織維持のための不可欠の方法として、すでに重要な機能となつていた。^(註13)

労働力の供給制限、需給調節による労働組合賃金政策の第三の機能は遍歴制度 tramping system であつた。それは、イギリスでは、「最初から……季節的あるいは不規則な失業にたいする考案物であつたようである」と指摘され、かつ、産業革命期の産業別および地域経済における不均等発展の激化のもとで、旧熟練の職業独占政策として急速に発展し、十九世紀中葉において頂点に達するのであるが、すでに十八世紀のうちに、デヴォンの梳毛工、製革工 curriers、製

帽工、キャラコ捺染工、製紙工、植字工、製靴工 cordwainers、ブレントンの大工、西部イングランドの織布工などがこの制度を有していたと記録に残されている。^(註七) 当時、熟練職種の移動範囲は、全国的範囲に達し、広汎かつ頻繁に行われていたという事情を背景に、^(註八) 職種別組合は、その「ネット・ワーク」を拡大しつつ、全国的な職種組織を展望しつつあった。たとえば、一七九八年に設立されたイギリス製帽工組合は全国組合の嚆矢とされているのであるが、十八世紀の製帽工の運動から全国組織への胎動を見出しうる。^(註九) また、一七六〇年に行われたマンチェスターおよびリヴァプールの製函工の時間短縮および賃上げを要求したストライキは、ロンドンの製函工の同じ要求と結びついていた。^(註一〇)

(註一) 拙稿「前掲論文」五三一—六一頁、参照。

(註二) Cf., A. P. Wadsworth and J. D. L. Mann, *The Cotton Trade and Industrial Lancashire 1600—1780*, pp. 343—83. Cf., E. Lipson, *The History of the Woolen and Worsted Industries*, pp. 120—27. Cf., T. S. Ashton, *Iron and Steel in the Industrial Revolution*, pp. 205—08. Cf., T. S. Ashton and J. Sykes, *The Coal Industry of the 18th Century*, pp. 132—33.

(註三) 拙稿「前掲論文」五三一—五六、五八一—五九頁、参照。

(註四) A. P. Wadsworth and J. D. L. Mann, *ibid.*, p. 375.

(註五) Cf., S. and B. Webb, *The History of Trade Unionism*, revised edition, pp. 23—24. 荒畑寒村訳「労働組合運動史」上巻、四一—四三頁、参照。

(註六) E. J. Hobsbawm, *The Tramping Artisan*, *The Eco. H. R.*, 2nd Ser., Vol. 3, No. 3, p. 301.

(註七) Cf., E. J. Hobsbawm, *ibid.*, pp. 300—02.

(註八) たゞえば鉄鋼業の場合、燃料源の木炭からコークスへの転換による立地移動と絡んで特に顕著であり、しばし海外諸国に及ぶ場合も稀ではなかつた (Cf., T. S. Ashton, *ibid.* “Iron and Steel”, pp. 197—205.)。

(註九) Cf., G. Unwin, *A 17th Century Trade Union*, *Eco. Journal*, Vol. 10, pp. 394—403. Cf., A. P. Wadsworth and J. D.

(註一〇) Cf., A. P. Wadsworth and J. D. L. Mann, *ibid.*, pp. 377—78.

「十八世紀労働組合」の第二の特徴は、団体交渉にもとづく賃金決定原則を一般化しつつあったことである。十八世紀産業史の研究者は随処に賃上げを要求してストライキを行っている当該産業の労働者の記録を見出すことができるのであるが、それは時間短縮要求をもなっている場合も珍しくない。すでに旧稿に指摘しておいたように、「マニユ」展開とともに賃金の職種間・産業間序列が形成されてくるのであるが、「マニユ」賃金は総じて飢餓賃金の域を脱するものではなかった。したがって、「十八世紀労働組合」の賃金要求は、熟練労働者要求として、労働の質と量にたいする正当な評価を要求するものであったのであり、その限りにおいて飢餓賃金克服の展望をもつものであった。

「マニユ」資本は、「十八世紀労働組合」の展開への対応として、十八世紀にいたり、各産業毎に団結禁止法を制定してゆくこと^(註一一)によって、徒弟条例の団結禁止規定の強化を図るのであるが、このような試みにもかかわらず、「十八世紀労働組合」は団体交渉による賃金・労働条件の決定方式を一般化してゆく。たとえば、一七五八年のマンチェスター^(註一二) 一帯の格子縞織工の大ストライキに際し、彼らは、出来高賃率の引上げとともに、団体交渉の前提として組織の承認を求め、事実上、団交権をかちとっている^(註一三)。毛織物工業においても、織布工および梳毛工の団結を禁止した一七二六年法の存在にもかかわらず、団体交渉による賃金・労働条件の決定方式がすでに確立しつつあった^(註一四)。

ところで、賃金要求が熟練労働者の職種別要求として提出される限りでは、「マニユ」賃金の飢餓賃金からの完全な脱皮は展望されえない。このような意味において、十八世紀に激発した穀物騒動の分析は重要な意味をもつ。「マニ

「賃金」賃金＝飢餓賃金の硬直性は、飢饉の結果、穀物価格が異常な昇騰を示した時期においてもいささかも変えられず、賃金はそのまま据えおかれた。したがって、穀物騒動は、高物価期に、地域的な規模で激発し、その参加者は賃労働者階級のあらゆる層を包括していた。しかも、穀物騒動の結果引上げられた貨幣賃金は、その後の穀物価格の下落にもかかわらず、労働者の抵抗により、なかなか元の水準には引下げられなかった。このような視点からみると、穀物騒動はマニユファクチュアの飢餓賃金搾取体制と正面から衝突するものであった。しかも、後にみるように、不熟練賃金が十八世紀を通じて上昇しえたのは穀物騒動を通じてであった。

たとえば、炭田地帯における穀物騒動は、一七〇九、一七二一、二八、四〇、五六―五七の高物価の諸年に発生し、六五年以降慢性化するのであるが、参加者は坑夫の他に、織布工、編物工 *frame-work knitters*、金属加工工 *smith*、錬鉄工 *iron-smelters*、水夫、農業日雇 *agriculture labourers* その他を含む。ここでは、穀物騒動の斗争主体はあくまで炭坑夫群にあつたのであるが、穀物騒動期におけるこの坑夫斗争は、当初の「米騒動」的な暴動から、十八世紀後半には、すぐれて雇主にたいする賃上げ要求として展開するに至っている。^(註二四) また、ランカシャーでは、穀物価格が相対的に安定していた十八世紀前半においても、穀物価格が騰貴した一七二七―二八、三九―四〇、五六―五七の諸年には穀物騒動が鋭く発生しており、十八世紀後半における穀物価格騰貴の慢性化とともに、「穀物騒動と産業争議 *industrial disputes* はますます頻繁になった。」^(註二五) しかも、ランカシャーにおける穀物騒動の特徴は、この地域における工業化の進展を反映して、雇主にたいする賃上げ要求としての側面を基本的な特徴としていたといふことであつた。^(註二六)

(註二一) 片岡昇、「英国労働法理論史」六五―七三頁、参照。

(註二二) Cf., A. P. Wadsworth and J. D. L. Mann. *ibid.*, pp. 361—68.

(註二三) Cf., E. Lipson, *ibid.*, pp. 120—27.

(註二四) Cf., T. S. Ashton and T. Sykes, *ibid.* “Coal Industry”, pp. 115—33.

第1表 18世紀における年間賃金の地域別比較

	ロンドン	西部	北部
1700	£ 25—0—0	£ 17—10—0	£ 11—5—0
1725	£ 27—10—0	£ 17—10—0	£ 13—15—0
1750	£ 30—0—0	£ 17—10—0	£ 15—0—0
1775	£ 30—0—0	£ 18—15—0	£ 22—10—0
1790	£ 30—0—0	£ 20—0—0	£ 26—5—0

資料) E. W. Gilboy, Wages in 18th Century England, p. 220.

(註一五) A. P. Wadsworth and J. D. L. Mann, *ibid.*, p. 357.
 (註一六) Cf. A. P. Wadsworth and J. D. L. Mann, *ibid.*, pp. 355—61.

ここで、主としてギルボーイ女史の研究成果をかりて、十八世紀の賃金変動にふれておこう。十八世紀賃金の推移を分析するにあたり、まず注意すべきは、賃金水準における地域間格差の著しさという点であろう。女史はロンドン、イングランド西部および北部地域のそれぞれについて考察した後、次のように結論される。「三地域に共通な一般的傾向は見出されない。賃金の推移だけではなく、賃金水準も異なっていた。」^(註一七)たとえば、十八世紀初葉における不熟練成年男子の「平均的な日賃金率」median daily wage rates of labor は、ロンドン一s.八d.、西部一s.二d.にたいし、北部ではわずかに八d.でしかなかった。^(註一八)これらの平均的な不熟練成年男子の年間賃金の地域別推移を示した第一表にみられるように、地域間格差は、世紀の経過とともにかなりの接近をみせるとはいえ、最後まで著しいものであった。

このように十八世紀賃金はその地域間格差のはげしさをもって第一の特徴とするのであるが、十八世紀初葉についていえば、ランカシャーおよびヨークシャーなどイングランド北部は著しい低賃金地帯であった。かくて、「下からのマニユ」展開が典型的にみられ、すぐれて農村工業として展開したランカシャーおよびヨークシャーのウエスト・ライディングの北部工業地域における最大の立地因子は、この地域における賃金の相対

的な低さであった。それは、この地域におけるマニュファクチュアの蓄積・競争条件の優位性を保証するものにほかならなかった。

しかしながら、北部工業地域における賃金の相対的な低さという特質は世紀の経過とともに急速に失われていく(前掲第一表参照)。すなわち、十八世紀賃金変動の著しい特質は北部における顕著な賃金上昇にあったのであり、北部賃金は急速にロンドン水準への接近を示した。たとえば、イングランド北部における不熟練成年男子の平均的な日賃金率は、当初の八d.から一七九〇年までに一s.九d.(二s.の例すらある)へと上昇を示すのであり、この間の事情について(註一九)ギルボーイ女史は、「北部の賃金は、六〇年代のはじめに西部のそれと等しくなり、かつ、まもなく追いこし、八〇年代までにロンドン水準に接近した」と要約している。また、ウエスト・ライディング南部では、農業日雇(不熟練成年男子)の収穫期日賃金は一七六八年の食事付一s.から二s.——二s.六d.(ただし食事なし)に上昇しており、この地域で賃金の一般的な上昇が鋭くみられたことが示される。しかも、それが生活費の動きとは無関係に生じたものであるだけにその意義は大きなものがあつた。

このような北部における賃金水準の著しい上昇の理由については、いうまでもなく、われわれは労働力の需給要因の作用を見逃してはならない。「北部農業への、産業発展の影響は世紀の終りには顕著になった」といわれ、農業から工業への労働力移動の進展を反映して、農業賃金は工業中心地に近ければ近いほど高かったという事実をみるとき、そこには明らかに需給要因の作用を認めなければならない。しかしながら、本稿の課題に即して重要なことは、すでにみられた賃労働関係規制原理におけるレッセ・フェアへの下からの接近が賃金水準の引上げに果たした役割であろう。とくに北部工業地域は、「マニユ」展開と「十八世紀労働組合」の組織化の進展とを反映して、「十八世紀労働組合」の斗争が

すぐれて展開し、また穀物騒動がもっとも激しくみられた地域であった。

ここに、われわれは、賃労働関係規制原理におけるレッセ・フェアへの下からの接近が、「十八世紀労働組合」——十八世紀労働運動——穀物騒動というシェーマを媒介として、とくに北部において賃金の地域水準を大幅に上昇せしめ、「マニユ」賃金＝飢餓賃金克服への展望を示しつつ、十八世紀中葉以降、「マニユ」再生産条件の脆弱性を露呈せしめるに至っていたことを認めざるをえない。したがって、「十八世紀労働組合」は、熟練「マニユ」労働者主体という限界をもちながらも、賃金決定における労働の質と量とにたいする正当な評価を要求することによって、マニユファクチュアの飢餓賃金搾取体制の打破を示向した点に、その基本的意義が認められる。しかも、それは、飢餓賃金搾取体制の打破を示向した限りにおいて、全労働者要求を代表——少なくとも不熟練成年男子に至るまで——しえたのであった。穀物斗争は、地域斗争に限られるものではあったが、全労働者的な階級斗争の指標であり、全労働者要求の集中的表現にはかならなかった。

この節の最後の問題として、婦人および児童労働にふれておきたい。「マニユ」基軸工程への不熟練労働（とくに婦人・児童）の導入は十八世紀を通じて極めて制限されたままであったが、「マニユ」外業部および附随工程において、大量の婦人・児童労働の使用がみられたことはすでに指摘する機会があった。しかも、その機会がとくに大きかったイングランド北部および西部では、「六人家族——夫、妻および四人の児童——がほぼ平均であるとすれば、妻と二人の児童の労働は、夫が稼ぎえたのと同じ額をもたらした」と述べられるように、婦人および児童労働による追加収入は「全家族収入の重要な部分を構成していた」^(註二三)のであった。しかしながら、その日賃金率は、十八世紀を通じて児童三四d、婦人六一〇dに固定していたとみられ、成年男子賃金との格差はむしろ拡大しつつあった。ここに、われわれは

「十八世紀労働組合」の限界を見出す。当時、石炭産業におけるバティ・システム示向に例示されるように、マニユファクチュア資本の対応はわずかに不熟練への犠牲転稼を示向したのであるが、それは「十八世紀労働組合」の性格からおしてかなりの成功を示したのであり、とくに婦人・児童賃金は一貫して生計補足的低賃金の域を脱しえなかった。

以上、十八世紀イギリスの「マニユ」賃労働関係における性格変化を示してきたのであるが、それは「マニユ」再生産条件の脆弱性をはげしく露呈するものであった。かくして、十八世紀労働運動は、産業革命を促進するとともに、団結禁止法の制定（一七九九年、一八〇〇年）を必至としたのであった。

(註一七) E. W. Gilboy, *ibid.*, p. 219. なお、ロンドン地域は、ロンドン、シドルセックス、サリーおよびケント、イングランド西部はオックスフォードシャー、グロスターシャー、サマセットシャーおよびデヴォンシャー、北部はランカシャーおよびヨークシャー（ノースおよびウエスト・ライディング）の諸州を包括する。

(註一八) Cf. E. W. Gilboy, *ibid.*, pp. 219—21.

(註一九) Cf. E. W. Gilboy, *ibid.*, p. 219.

(註二〇) E. W. Gilboy, *ibid.*, pp. 219—20.

(註二一) Cf. E. W. Gilboy, *ibid.*, pp. 173—75. なお、ウエスト・ライディングの一七三二年の賃金裁定では、男子農業日雇の収穫期日賃金は六ペ（食事付）と裁定された（Cf. H. Heaton, *The Assessment of Wages in the West Riding of Yorkshire in the 17th and 18th Centuries*, *Eco. Journal*, Vol. 24, p. 232.）。

(註二二) Cf. E. W. Gilboy, *ibid.*, pp. 185—90.

(註二三) E. W. Gilboy, *ibid.*, p. 221.

(註二四) Cf. E. W. Gilboy, *ibid.*, p. 221.

第二節 産業革命と賃労働

産業革命期における機械制大工業の賃労働関係は、木綿工業、なかんずく紡績部門において典型的にみとめられる。「キイ」産業としての木綿工業の地位が、産業革命期のさなか、十九世紀最初の十年のうちに確立したことに示されるように、「マイニユ」展開の帰結としての工場制生産の成立と展開は、木綿工業において、もっとも進んでいたからである。まさに、木綿工業の歴史は、もっとも明確な形で、産業革命のあらゆる特徴を与えるものであったが故に、「産業革命の縮図」^(註二)とされるのである。

産業革命期における正確な綿業労働者統計は存在しないが、一七八七年にはイギリス全体で一六・二万人にしかすぎなかった綿業労働者数は、一八三一年までに八三・三万人に増加したといわれ、^(註三)あるいはまた、一八二九—一三一年には四一・五万人であったともいわれる。もちろん、この八三・三万人という数字にはかなりの誇張が含まれていると思われるが、綿業労働者数が、恐慌期における中断を除き、産業革命期を通じて顕著な増加傾向を示したのは事実であった。しかも、それは単に工場労働者の増加に限られるものではなく、とくに産業革命前半には、紡績部門における工場労働者の増加とともに、織布部門におけるいわゆる手織工 hand-loom weavers の増加とが並行して進化した。^{(第二表参照)。}

このような綿業労働者の増加は、イギリス木綿工業のランカシャーへの特化傾向の發展とともに生じた。たとえば、一八二二年のボルトンにおける労働者数九万人のうち綿業労働者は少くとも七万人(織布工六万人、紡績工一万人)に達したといわれ(第三表参照)、ランカシャーの地域経済は著しく木綿工業に傾斜している。したがって、綿業

1ル紡績機（七九年）、カートライトの力織機（八四年）、ロバーツのミューールの自動化（一八二五年）に至る諸發明か

表2 線業労働者数の推移（紡績および織布）

	納 錘 (100万錘)	労働者数 (1,000人)	織 機 (1,000台)	織布工場 労働者 (1,000人)	手 織 工 (1,000人)
1819—21	7.0	110	255	10	240
1829—31	10.0	140	305	50	225
1844—46	19.5	190	282	150	60
1859—61	30.4	248	400	203	—

Cf.) Ellison, The Cotton Trade of Great Britain. pp. 66, 68—9.)

第3表 ボルトンにおける労働者の産業別構成（1822年）

織 布 工	60,000 (人)
漂 白 工、印 刷 工、 染 色 工、石 工、坑 夫	15,000
予 備 工 程 勞 働 者 preparers. 紡 績 工	10,000
農 業 勞 働 者	5,000
総 数	90,000

資料) J. L. and B. Hammond, The Town Labourer, 1760—1832, p. 110.

労働者の増加はランカシャーにおける異常ともいえる大幅な人口増加をもたらすものであった。すなわち、ランカシャーの人口は一七五〇年の二九・七万人から一八〇〇年六七・二万人、一八二〇年一〇五・二万人へと七〇年間に三・五四倍の増加を示し、ランカシャーにおける木綿工業を中心とする労働需要の大きさと急増とが示される。

産業革命期における賃労働需要の増加傾向にもかかわらず、賃金・労働条件は、むしろ悪化した。本節の基本的な課題はこの点にある。いま、ランカシャー木綿工業に主たる例を求めつつ、課題を果したい。

綿業における産業革命の基礎をなした主要な技術上の發明は、一七六〇年代後半におけるヘーグリーヴズのジェニー紡績機（六四—六七七年發明、七〇年特許）およびアークライトのウォータ・フレイム（七〇年特許）にはじまり、クロムプトンのミュー

らなる。さらに、ワットの蒸気機関（一七六九年特許）の木綿工業における最初の実用化は一七八五年のウォータールーム工場においてであった。^(註五)このように紡績および織布の両部門における重要な発明は十八世紀のうちにはじまっているが、力織機の本格的な採用の開始は十九世紀十年代の後半においてであり、工場制生産の発展は紡績部門が先行した。

紡績部門における工場制生産は、飛籽の発明にもなう紡糸需要の急速な増大に促進されて、ウォータールームによる経糸およびジューニーによる緯糸專業化を基本形態として、一七七〇年以降はじまった。これに少し遅れて、一七八〇―八五年のうちに細糸生産におけるミュールの一般化がみられた。紡績部門はそれまで婦人・児童により家庭内で営まれてきたものであるだけに、これらの新たな労働手段の出現は生産関係の質的な変化を意味するものにはかならなかった。しかし、チャップマンにより「二つの産業革命」といわれたように、ウォータールームと他の二者とは存立形態を著しく異にし、当初から工場制生産にもとづく賃労働関係の成立を指摘しうるのはウォータールームによるアークライト工場のみであった。

アークライト工場では、動力源は当初から馬力あるいは水力であり、原則として流れの激しい川岸に立地したという事実に示されるように、大規模生産の優位性は競争条件における主要な規定要因として作用するものであった。もっとも初期においてすら、いくつかの工場は二〇〇―三〇〇人を雇用していたともいわれ、イングランドおよびウェールズにおける工場数は一七八〇年二〇工場、九〇年一五〇工場に達し、十八世紀末におけるその急増傾向は顕著なものがあつた。しかも、その主要な労働力基盤は不熟練男女、未成年および児童にあり、熟練労働への依存度は他二者に比して格段に低かつた。^(註六)

他方、ジェニーおよびミュールの場合、労働力基盤は主として熟練男子にあったのであり、とくに工業化の初期には、紡機運転に必要なエネルギーはこれら熟練男子の裸手労働に依存していた。したがって、ここでは熟練男子労働力の確保ということが重要な課題となったのであり、競争条件の優位性はむしろ小規模生産の維持により確保された。しかも熟練男子への依存度は、その出現がもっとも遅れたミュールにおいて、最大の依存度を示した。

ミュールは、ウォーター・フレイム（註七）のローラー紡績原理とジェニーの「ストレッチ」方法とを結合したものであり、経糸、緯糸の双方に適し、一七八〇—八五年のうちにまず細糸生産分野への採用の一般化をもってスタートを開始した。しかしミュール紡績の場合においても、大規模生産への示向は不可避免的であり、紡機の改良と大型化との進展とともに、動力利用体系の高度化をとまないつつ、粗糸部門へとその生産分野を挙げ、漸次、ミュール紡績における工場制生産の本格的な成立がみられるに至った。

一八一一年における紡績数の生産技術別構成を示した第四表にみられるように、十九世紀初葉におけるミュール紡績の圧倒的な優位性はすでに確定的なものがあつた。

ワットの蒸気機関は、マルクスによつて、「石炭と水を消費してみずからその動力を生み出し、その力が全く人間の統御に服し……生産を田園に分散させないで都市に集中することを可能にし、その技術的応用において普遍的であり、その所在地に関しては局地的事情に制約されることの比較的少ない、最初の原動機（註八）」と規定されたように、生産の大規模化と恒常化を確保するためには不可欠の手段であつた。したがって、綿紡でまず最初に実用化されたアークライト工場では、「十九世紀初葉には、水力にたいするワットの蒸気

第4表 1811年イギリスにおける
紡績数

	紡績数
ウォーター・フレイム	315,000
ミュール	4,600,000
ジェニー	156,000
合計	5,071,000

資料) S. J. Chapman, *ibid.*, p. 58.

第5表 マンチェスターにおける
経営規模別主要工場数 (1833年)

雇用労働者数 (一工場当り)	工場数
1,400人	3
500~900人	8
300~500人	8
100~300人	17

資料) S. J. Chapman, *ibid.*, p. 58.

註) 織布部門を含んでいる工場がいくつかある。

機関の優位性は完全に誘示され、水力工場は建設されるのをやめた」と述べられてい(註七)
るように、その水力から蒸気力工場への転換は急速に進んだ。しかし、前掲第四表に
みられるように、当時、ウォーター・フレイムにたいするミュールの優位はすでに明
らかになっていたのであり、綿紡における蒸気力工場展開の主軸はミュールのそれ
よって果された。たとえばマンチェスターでは、最初の蒸気力紡績工場は一七九二年
アークライト工場として建設されているが、一八三三年には主要な紡績工場はミュー
ルのそれに移行している。(第五表参照)(註10)

(註) イギリスの棉花輸入量は、一七六四年の三、八七〇千ポンドから、一八三三年には
三〇三、七二六千ポンドに達し、七〇年間に実に七八・五倍の増加を示している(Cf.,
Baines, *History of Cotton Manufacture*, pp. 109, 11.)。なお、綿製品輸出は一八
一〇年に至り、羊毛のそれを凌駕するに至った。

(註1) J. L. and B. Hammond, *The Skilled Labourer*, 1760—1832, p. 47.

(註2) Cf., J. L. and B. Hammond, *ibid.* "Skilled Labourer", p. 47.

(註4) トインビー、「イギリス産業革命史」(創元文庫版)三〇頁、参照。Cf., J. L. and

B. Hammond, *ibid.* "Town Labourer", p. 4.

(註5) Cf., S. J. Chapman, *The Lancashire Cotton Industry*, pp. 27—29, 53—61, 67—70. Cf., T. S. Ashton, *The Industrial
Revolution, 1760—1830*, pp. 68—75. (邦訳 七三—八二頁、参照)。産業革命期におけるイギリス木綿工業の発展については、
中川敬一郎、「イギリス綿業における工場制度の成立」*経済学論集*(二〇巻四、五号、参照)。

(註6) Cf., S. J. Chapman, *ibid.*, pp. 58—59. アークライトは、一七八二年に五千人以上を雇用した一企業があつたと述べ、他に、
彼の特許を無視して経営しているウォーター・フレイム工場で合計三万人を雇用しているものと推定している(Cf., J. L. and B.

Hammond, *ibid.* "Skilled Labourer", pp. 56—57.)。

(註七) Cf., S. J. Chapman, *ibid.*, pp. 58—61, 67—69.

(註八) マルクス、「資本論」岩波文庫版、三分冊、一一四—一五頁。

(註九) S. J. Chapman, *ibid.*, p. 57.

(註一〇) Cf., S. J. Chapman, *ibid.*, pp. 57—58.

かくて、産業革命期綿紡部門における工場制生産の主要な形態は、十八世紀アークライト工場および十九世紀前半のミュール工場であった。ところで、産業革命にもとづく工場制生産の成立は、その労働力基盤を「マニユ」段階における熟練労働力から不熟練へ移行せしめるとともに、婦人・児童をいっそう強力に直接的な搾取体制のなかに包摂することによって、その生計補完的低賃金の利用体制の強化をもたらすものであるとすれば、綿紡部門におけるこのような関係は産業革命期前半のアークライト工場においてもとも典型的にみられた。まさに、「婦人労働と児童労働とは、機械装置の資本主義的使用の最初の言葉^(註一)」^(註二)であり、あるいはまた、「産業革命の第一の局面における児童の大規模な雇用はイギリス人の生活のもっとも重要な社会的特徴になった。」^(註三)

したがって、産業革命期における労働者階級の賃金・労働条件の一般的な低下は、工場内部への児童労働の大規模な導入を起動力として展開した。ここで、「初期」アークライト工場は、工場労働者としての児童の心理的・技術的「初期性」を克服するうえに決定的な役割を演じた。勿論ミュール工場においても、工場労働力としての婦人および児童のウエイトは、「マニユ」作業場におけるそれよりは極めて高く、基軸工程への彼らの導入が大幅に進んだことが示されるのであるが(後掲第八表参照)、アークライト工場は、工場における児童労働史の始点として基軸的な位置を占めるものであった。

アークライト工場は、その生産単位は大規模であり、流れの激しい川岸に立地しなければならぬという立地条件規定の特質とあいまって、大量の児童労働力の調達をとくに重要な課題として資本に課するものであった。この課題は、ロンドンを中心とする大都市のワーク・ハウスからの被救恤児童 *pauper children* である、いわゆる「徒弟児童」*apprentice children* の大量移入によって果された。すなわち、教区当局により、救恤をうけている七―十二才の児童および少年が供給されたのであり、彼らは二才に至るまで当該工場への拘束を義務づけられたのであるが、たとえばピールは一八〇二年における綿工場の教区徒弟数を二万人と推定している。^(註一三)このように、「初期」アークライト工場の主要な労働力基盤は被救恤児童にあったのであるが、驚くべきことに、彼らの労働は工場内居住の「住込み」無償労働を原則としており、一般に貨幣賃金を支給されていない。たまたま工場外に居住した場合には、週賃金は年令にしたがって一―四s.であったといわれる。^(註一四)それはまさに工場における「奴隷労働」と呼ぶにふさわしいのであるが、労働条件も奴隷労働の名に恥じず極めて苛酷なものであった。たとえば、労働時間は一般に一五時間に達したといわれ、発明者のアークライト自身は一〇才以下の児童を雇用しなかつたといわれているけれども、教区徒弟の多くは五、六才の時からこの著しい過長労働を強制されたのであった。^(註一五)このよな条件のもとで、アークライト工場における賃労働関係のうんぬんを言えないのは明らかであった。

以上に述べたように、児童労働にたいする搾取とその工場労働者としての陶冶の過程は、教区徒弟のアークライト工場におけるそれを軸とし起点として、漸次、搾取対象としての児童の範囲と量とが拡大されてゆく。すなわち、一八一六年に教区徒弟はその出身教区から四〇マイル以上離れた箇所^(註一六)に就労させられてはならないとの保護法案が制定されたのであるが、当時すでに、工場における児童労働力の主要な給源は教区徒弟から工場周辺からの通勤児童である、い

わゆる「自由労働児童」Free-labour childrenに移行していた。綿紡工場における蒸気機関使用の発展と十九世紀初葉における労働者階級の賃金・労働条件の悪化とが、それを現実化せしめた。^{註一〇}

蒸気機関の使用は紡績工場の都市立地という可能性をつくり出し、それを現実化せしめることによって、近隣からの「通勤」児童への労働力依存の前提条件をきりひらくものであった。後にみるように、当時は、手織工の窮乏化の進展に典型的に示されるように、労働者状態の悪化が急速に進みつつあったのであり、それは、労働者子弟の工場児童化にたいする両親の心理的初期性を容易に打破しうるものであった。かくて、「児童がひとたび賃金所得者になった時には、彼らの労働生活は……徒弟のそれとほとんど変りなかつた。」^{註一七}ところで、産業革命期後半の十九世紀には、紡績工場の主体はミューール工場に移行していた。したがって、「自由労働児童」ミューール工場という結びつきが成立するのであるが、ミューール工場では、さきにもれたように、紡績工は熟練の成年男子であった。かくて、産業革命期後半、綿紡部門における児童労働は、ミューール工場における労働力編制と賃金・労働条件を考察するなかで把握されねばならない。われわれは、この課題を果す前にランカシャーにおける賃金・労働条件にたいし需給要因として決定的な影響を及ぼした織布部門における産業革命にふれておかねばならない。

(註一) マルクス、「資本論」岩波文庫版、三分冊、一四五頁。

(註二) J. L. and B. Hammond, *ibid.* "Town Labourer", p. 143.

(註三) Cf., J. L. and B. Hammond, *ibid.* "Town Labourer", pp. 144—46, 55.

(註四) Cf., P. Mantoux, *The Industrial Revolution in the 18th Century*, p. 436.

(註五) Cf., J. L. and B. Hammond, *ibid.* "Town Labourer", pp. 146—56. Cf., S. J. Chapman, *ibid.*, pp. 85—91. その他、

夜間労働、与えられた衣食住や教育など、いずれについても、まさに慄然たる事態が展開している。

(註一六) Cf. J. L. and B. Hammond, *ibid.* "Town Labourer", pp. 154—57.

(註一七) J. L. and B. Hammond, *ibid.* "Town Labourer", p. 157.

綿紡部門における工場制生産の發展は織布工にたいする需要を増大せしめたのであるが、イギリスにおける力織機の本格的な登場が十九世紀一〇年代末にはじまったという事実を示されるように、産業革命期前半には、それはもっぱら手織工需要の急増としてあらわれたのであった。しかも、織布部門における技術の手工業的性格を反映して、織布工にたいする需要増加のテンポは紡績工のそれに比してはるかに大きいものであった。たとえば、一八二二年におけるボルトンの労働者構成を示す前掲第三表についてみても、織布工は紡績部門約一万人にたいし六万人にも達している。

当時すでに、手織工は羊毛、亜麻など他の繊維産業から木綿工業へと急速な集中傾向を示したのであるが、^(註一八)膨大な手織工需要はそれだけで充足されうるものではなかった。したがって、手織工の確保はランカシャー綿業における重要な課題をなすものであった。それは、第二次エンクロージュアによる農民層の分解と運輸手段の發達とを基礎条件としながら、労働力の移入政策を推進することによって果されていった。すなわち、産業革命期を通じて、「ランカシャーおよび周辺諸州への人口の大きな流れ」があったと指摘されているように、これらのランカシャーへの移住民は、とくに産業革命前半期には、手織工として定着せしめられた。ヘモンドによれば、手織工の主要な給源は、手織工子弟によるその再生産の他に、第一に、イギリス農業革命によって析出された農民の賃労働力化であり、第二にはアイルランドの過剰人口であり、最後に除隊軍人であった。^(註一九)

このような供給要因の作用にもかかわらず、手織工は、十八世紀末に至るまで全体として不足傾向を示す。まさに、一七八八年から一八〇三年に至る期間は手織工の黄金時代であった(ラドクリフ)^(註二〇)。たとえば、ジョン・キンガンは、

一八三四年の「手織工に関する委員会」において、手織工のあるものは一七九〇年には年間一〇〇ポンド——週賃金に換算すれば約四〇s.——を稼いだ、と証言している。^(註二)かくて、手織工は、前節に述べたように、産業革命前半期の十八世紀末に至るまで、組織的に、一方では、手織工需要の逼迫を最大限に利用しながら、他方では、すでに発明されていた力織機の導入を排除しつつ、高賃金を謳歌しえたのであった。もっとも当時は力織機の工業化のためにはいくつかの難点があったのであるが、機械の導入にたいする敵意は、産業革命の全期間を通じて、手織工のあいだでもっとも強くかつ非妥協的であった。^(註三)それにもかかわらず、手織工賃金の崩落が力織機の導入をまたがずしてはじまったのは、まさに歴史の皮肉というほかはない。

チャップマンによれば、手織工は労働の性格にしたがって四つの類型に分けられるのであるが、手織工賃金の下落は、すでに黄金時代の一七九三年頃から、ファスチアンなどの熟練度の低い粗布織工を中心としてはじまった。それは十九世紀に至り恐るべき速度で本格化するのであり、手織工に関する前記委員会は、手織工賃金が一八一五年までにすでに三〇—四〇%下落し、さらにそれ以後に五〇—六六・七%——特に一八一六、一七、二六、二九年には鋭く下落した——引下げられ、十九世紀三〇年代までに全体として実に六〇—八〇%も下落したと報告している。^(註四)すなわち、手織工組織は、後節にふれるように、大量の過剰人口のランカシャーへの流入に際し、その徒弟規制機能を強化することによって賃金を維持しようとするのであるが、それは、まずは団結禁止法の制定によって粉碎され、次いで力織機の登場と普及とによって効果を失われしめられる。手織工は、力織機との闘いが本格化した十九世紀二〇年代には、団結禁止法の廃止にもかかわらず、もっぱら過長労働と低賃金の強化によって対抗するほかなかった。かくて、手織工の週賃金は、十九世紀三〇年代には、最高の場合ですら一〇s.、最悪の場合には五—六s.へと惨落した。^(註五)いま、ランカシャーで

第6表 マンチェスターにおける
手織工賃金の推移(週間)

	週	賃	金
	s.	d.	
1810	16	3	
1815	13	2	
1819	9	6	
1824	9	6	
1832	9	0	

資料) S. J. Chapman, *ibid.*, p. 44.

賃金水準がもつとも高かったマンチェスターにおける手織工賃金の推移を示す第六表にみられるように、それは児童賃金の水準にまで転落するに至っている。

しかも、注目すべきは、このような手織工賃金の低水準がいち早く成立期織布工場に移入された点にある。たとえば、力織機工の最初の争議は一八一八年にストックポートにおいてみられ、それは週賃金の一五s.から二〇s.への引上げを要求するものであり、ストライキをもって斗われたのであるが、この試みは空しく失敗に終わっている。かくて、織布部門は工場制生産成立の当初から低賃金部門として固定せしめられるのであり、このような条件のもとで、ランカシャー綿業における労働運動の中核は、産業革命期のうちに、手織工から紡績工のそれへと移行せざるをえなかったのである。

ここで力織機工場の労働力編制と賃金について一言しておこう。「成立期」力織機工場では、織布工はほとんど婦人であり、彼女らは児童を補助労働者として織布労働を遂行したのであり、成年男子は仕上工にしかみられなかった。^(註二七)その後、織布工は男女双方を含むに至るのであるが、それは男子が女子織工と同一の賃金・労働条件を承認した限りにおいてであった。すなわち、織布工賃金は当初から出来高形態をとる場合が多く、そのなかから一八三〇年代頃には地域的な「出来高賃率表」の成立を生み出すのであるが、それは男女に等しく適用された。したがって、同一労働同一賃金原則は、綿織部門では、男女同一の標準賃金率の適用という形で、形の上では当初から確立していた。^(註二八)しかし、それが成しえたのは、男子賃金の下落によってであり、女子賃金の男子水準への引上げによってではなかった。

- (註一八) Cf., S. J. Chapman, *ibid.*, pp. 37—39.
- (註一九) Cf., J. L. and B. Hammond, *ibid.*, "Town Labourer", p. 13.
- (註二〇) トインビー「イギリス産業革命史」二二—二三頁、参照。Cf., S. J. Chapman, *ibid.*, p. 38. Cf., J. B. and B. Hammond, *ibid.*, "Skilled Labourer", pp. 57—58.
- (註二一) Cf., S. J. Chapman, *ibid.*, p. 39.
- (註二二) Cf., J. B. and B. Hammond, *ibid.*, "Skilled Labourer", pp. 271—300. Cf., S. J. Chapman, *ibid.*, pp. 75—78.
- (註二三) チャップマンは次のような基準で分類している。(一) 力および熟練を必要としないうもの。(二) 熟練のみを必要とするもの。(三) 力のみを必要とするもの。(四) 熟練および力、あるいは異常な熟練を必要とするもの (Cf., S. J. Chapman, *ibid.*, p. 43)。
- (註二四) Cf., S. J. Chapman, *ibid.*, pp. 43—44.
- (註二五) Cf., S. J. Chapman, *ibid.*, p. 44.
- (註二六) Cf., J. B. and B. Hammond, *ibid.*, "Skilled Labourer", pp. 95—96.
- (註二七) Cf., S. J. Chapman, *ibid.*, p. 48.
- (註二八) Cf., S. and B. Webb, *Industrial Democracy*, pp. 500—01. (邦訳「産業民主制論」六〇六—〇七頁)。たとえば、オルダムでは、一人の主要業者が一八三四年に合会して共通の賃率表 list を作成している (Cf., S. J. Chapman, *ibid.*, pp. 262—64)。

これにたいし、ミュール紡績においては、紡績工は一貫して熟練の成年男子に限られるものであった。紡績工の紡績受持台数は、手紡績段階における一人一台から、その工場制生産への推転とともに、紡機の改良を反映して一人二台に高められるけれども、それは、紡績工にたいし、むしろいっそう大きな熟練度を要求するものであった。ミュールの自動化の完成は彼らの熟練を一拳に喪失せしめるものであったが、その本格的な登場が十九世紀五〇年代以降という事実に示されるように、ミュール紡績工における熟練の必要性は産業革命期を通じて失われなかつた。^(註一九)

第7表 マンチェスター（周辺を含む）
における紡績工賃金の推移（週間）

	細 糸		中 糸		粗 糸		平 均	
	s.	d.	s.	d.	s.	d.	s.	d.
1806	32	6	(27)	0	(21)	0	24	2
1810	42	6	36	0	24	0	30	0
1815	44	6	32	0	24	0	28	11
1819	(44)	(6)	32	0	24	0	28	11
1824	(38)	(6)	32	0	24	0	28	2
1833	35	9	28	2	22	6	27	1
1834	36	0	29	6	17	6	23	4
1836	35	2	26	0	21	0	23	11
1839	42	3	24	9	16	5	22	11
1841	31	7	24	7	18	11	22	0

資料) S. J. Chapman, *ibid*, p. 75.

十八世紀末にすでに紡績工組織が地域的な規模で成立し——ストックポート（一七九二年）、マンチェスター（九五
年）およびオールダム（九六年）——、その組織化は工場制生産の成立とともににはじまったといわれるのであるが、そ
れは、紡績労働が熟練成年男子の職業として確立し、最下部組織として「ショップ・クラブ」をもちえたからであっ
た。^(註三)したがって産業革命期における労働運動の中核が手織工から紡績工に移行しえたのは、後者が、工場労働者である
とともに、熟練工としての地位を確立していたからであった。マンチェスター周辺における紡績工賃金の推移を示した

第七表にみられるように、綿業賃金における紡績工賃金の相対的な
地位はかなり高い。しかし、紡績工賃金は、産業革命の経過ととも
に、生活費の昂騰にもかかわらず徐々に低下傾向を示し、その相対
的優位性を失いはじめる。ここに紡績工組織は、一方では、全労働
者要求を代表することによって、産業革命期に強化された飢餓賃金
搾取体制の克服を展望するとともに、他方では、不熟練へのいっそ
うの犠牲転嫁により、事態の悪化を回避しようとの方向を示し、二
律背反的な運動形態をとる。

ところで、ミュール工場における紡績部門の労働力編制は紡績工
一人にたいし不熟練の糸継工 *Pickers* 二人からなり立っていたので
あるが、後者は基本的には児童・少年であり、場合によっては婦人
であることもあったという事実を示されるように、ここでは基軸工

程における補助労働は児童および婦人の仕事であった。^(註三二)したがって児童労働についていえば、全児童の四分の三が糸継工であり、残りは屑綿の掃除あるいは糸巻の取替に従事するものであった。彼らは、さきに指摘したように親元からの「通勤」児童であり、たとえば一八三三年には、少年の三分の二および少女の三分の一が成年男子労働者（主として紡績工）に雇用されるという雇用形態をとったけれども、それは児童労働の悲惨を彼らに免れしめるものではなかつた。^(註三三)

すでに一八〇二年には、彼らの労働条件は教区徒弟のそれと同じか、場合によってはもっと悪かつたとの証言を議會でみるような事態が生じており、紡績工場における児童労働の悲惨は十九世紀初葉のうちに地元の労働者子弟へと拡大するに至つた。すなわち、彼らは実際には五、六才の時から工場児童として労働をはじめ、その労働時間は一日の拘束時間一四、五時間のうち食事時間として許された一時間半を差引いた残りであつた。^(註三四)賃金は一般的に成年男子の六分の一乃至三分の一だつたといわれ、たとえば一八一八年オールダムの事例では、糸継工の週賃金は紡績工の最高三〇

s.にたいし七、八s.にしかすぎなかつた。^(註三五)児童賃金は、児童労働にたいする需要の飛躍的な増加を反映して、十八世紀

にくらべて成年男子賃金との格差をわずかに縮めてはいる。しかしながら、決定的に重要なのは、彼らが父親たる紡績工の鞭打の威嚇と行使とにより労働を強制され、工場労働者としての陶冶をうけたという事実である。ここでも工場における児童労働の強制的な奴隷労働としての本質は失われていない。綿工場における児童労働のウェイトの大きさは、一八才以下の児童および少年が、実効をもちえた最初の工場法である一八三三年法の制定当時、ミュール紡績におけるそれを中心に、全工場労働者数二〇・九万人のうち実に四〇・二%に達しているという事実^(註三六)に如実に示される。しかも、一四才以下の児童の割合は、一八才以下総数の五〇%にも及ぶものであつた。

当時、婦人の工場労働は、ミュール紡績の場合には主として梳綿などの付属工程にみられるにとどまつたが、木綿工

業の他の部門ではすでに圧倒的な比率を示すに至っている。すなわち、力織機工やスロックス紡績工は主として成年婦人であった。^(註三七)たとえば、一八三三年の前記資料についてみれば、一八才以上の婦人労働者の比率は全労働者の三一・一％であり、一八才以下のそれを含めば実に五〇・二％にも達するものであった。また、ランカシャーの四二二工場について行われたある調査では、夫が工場労働者である婦人労働者は、一〇、七二一人の既婚婦人のうち五、三二四人を占めていた。^(註三八)

かくて、木綿工業における産業革命は、「機械装置は、労働者家族の全成員を労働市場に投じて、成年男子の労働力の価値を彼の全家族の上に分割する」と指摘されるような事態をつくりだすことに成功したのであった。すなわち、「機械装置は、そもそも初めから、資本の最も固有なる搾取領域である人間的搾取材料を拡大すると共に、搾取度を^(註三九)拡大」したのであり、それは、婦人および児童の低賃金労働の大規模な利用を現実化せしめるとともに、それを槓杆として、成年男子賃金の大幅な下落を現実化せしめるものであった。以上、われわれは、綿業における産業革命の現実過程に即して考察してきたのであるが、それは、婦人および年少者の労働に大幅に依存する基礎を与えるものであったのであり、イギリス木綿工業の低賃金産業としての刻印を一九世紀末に至るまで許すものであった(第八表参照)。

ここに、紡績工組合が、一方では、不熟練への犠牲転稼を図りながらも、他方では、児童保護立法としての工場法運動に典型的に示されるように、絶えず、強化された飢餓賃金搾作体制の打破および児童労働の悲惨の除去とを精力的に追求しなければならなかった基礎条件が明らかにされる。しかも、産業革命期における紡績工組合の労働政策の基本はとくに後者の追求にあったのであり、その限りにおいて、全労働者要求を代表しえたのであるが、これらは次節以降の課題に属する。ここでは、最後に、この節の補論として、木綿工業と並んで、産業革命期における児童の賃労働力化の

第8表 イギリス木綿工場労働者の性別・年令別
構成の推移 (1835—95年)

	男女13才以下 またはハー ・タイ ・マーズ	男 子 13—18才	男 子 18才以上	女 子 13才以上	木綿工場者 数 労働 総
	(%)	(%)	(%)	(%)	(人)
1835	13.2	12.5	26.4	47.9	218,000
1838	4.7	16.6	24.9	53.8	259,500
1847	5.8	11.8	27.1	55.3	316,400
1850	4.6	11.2	28.7	55.5	331,000
1856	6.5	10.3	27.4	55.8	379,300
1862	8.8	9.1	26.4	55.7	451,600
1867	10.4	8.6	26.0	55.0	401,100
1870	9.6	8.5	26.0	55.9	450,100
1874	14.0	8.0	24.1	53.9	479,600
1878	12.8	7.2	25.3	54.7	483,000
1885	9.9	7.9	26.4	55.8	504,100
1890	9.1	8.2	26.9	55.8	528,800
1895	5.8	7.9	27.6	58.7	538,900

イギリス労働運動における産業革命 (その一)

資料) S. J. Chapman, *ibid.*, p. 112.

大規模な展開を支えた石炭産業における児童労働にふれて
おこう。

第二十七卷 第四号 八六

- (註一九) Cf., S. J. Chapman, *ibid.*, pp. 68—70
 (註三〇) Cf., S. J. Chapman, *ibid.*, pp. 193—94.
 (註三一) 紡績工は糸継工から補充されたのであり、いわゆる
 徒弟規制にもとずく、供給調節機能がこゝから展開す
 る基礎が与えられる (Cf., S. J. Chapman, *ibid.*, pp. 191
 —92, 256—61. Cf., do., *Some Policies of the Cotton
 Spinners' Trade Union*, *Eco. Journal*, Vol. 10.)。〃
 ニール工場における労働力編制と賃金、労働条件につ
 ては戸塚氏の詳細な分析がある。戸塚秀夫、「イギリス初
 期綿工場労働者の形成と展開」社会政策学会年報、六集、
 一七〇—一八六頁、参照。
 (註三二) Cf., J. L. and B. Hammond, *ibid.* "Town La-
 bourer", pp. 32—34.
 (註三三) Cf., J. L. and B. Hammond, *ibid.* "Town La-
 bourer", pp. 161—71.
 (註三四) Cf., P. Mantoux, *ibid.*, p. 420.
 (註三五) Cf., S. J. Chapman, *ibid.* "The Lancashire Co-
 ton Industry", pp. 61—62.
 (註三六) Cf., J. L. and B. Hammond, *ibid.* "Town La-

bourer²⁾, p. 23.

(註三七) 戸塚秀夫、「前掲論文」参照。

(註三八) エンゲルス、「イギリスにおける労働者階級の状態」大月版選集、補巻第二冊、二二五頁、参照。

(註三九) マルクス、「資本論」三分冊、一四六頁。

(未完)